

平成 17 年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成 18 年 12 月 26 日

目次

はじめに	3
報告結果（総括）	5
1. 家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告	6
2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告	16
3. 家庭用品等に係る吸入事故等に関する報告	28
おわりに	37

<図表>

表1 年度別・家庭用品カテゴリー別皮膚障害報告件数	38
表2 年度別・家庭用品による皮膚障害のべ報告件数(上位 10 品目)	39
表3 金属製品のパッチテスト結果	40
表4 年度別・家庭用品等の小児の誤飲事故のべ報告件数(上位 10 品目)	41
表5 年度別・家庭用品等の吸入事故のべ報告件数(上位 10 品目)	42
図1 家庭用品による皮膚障害報告件数比率の年度別推移	43
図2 小児の家庭用品等誤飲事故報告件数比率の年度別推移	43
図3 時刻別誤飲事故発生報告件数	44
図4 年齢別誤飲事故報告件数	44

平成 17 年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成 18 年 12 月 26 日
厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室

はじめに

技術の進歩や生活慣習の変化に伴い、毎年新たな家庭用品が登場するだけでなく、同じ家庭用品でも使用される場所がより身近になったり、使用頻度が高くなったりするものが増えてきている。これらの製品の安全性については事前に十分考慮されるべきものではあるが、誤使用による事故や、当初は想定し得なかった危険性に起因する健康被害が生じてくる可能性は常に存在する。健康被害防止の観点から、現状の変化をモニターし迅速な対応を行うためのシステムを構築することは意義深いことであろう。そのための制度の一つとして、家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度が昭和 54 年 5 月から実施されており、今年度で 27 年目を迎えた。本制度により、日常生活において使用している衣料品、装飾品や時計等の身の回り品、家庭用化学製品等の家庭用品による皮膚障害ならびに小児による家庭用品等の誤飲事故の健康被害について、医師の診療を通じて最新の情報が収集されている。報告された健康被害の実態は専門家により検討され、その結果が本報告書として取りまとめられている。本報告書は関係事業者、行政機関に配布するとともに広く一般へも公開し、健康被害の情報収集と、消費者・事業者への注意や対策の喚起を行ってきているところである。なお、平成 17 年度までの 27 年間に 26,970 件の健康被害事例が報告され、その結果は、家庭用品の安全対策に反映されてきている。

本制度の実施にあたっては、モニター病院として皮膚科領域 8 病院（関西医科大学附属病院、慶應義塾大学病院、信州大学医学部附属病院、第一クリニック アレルギー科・皮膚科、東京慈恵会医科大学附属病院、東京都済生会中央病院、東邦大学医療センター大森病院及び日本赤十字社医療センター）、小児科領域 8 病院（伊丹市立伊丹病院、大分こども病院、川崎市立川崎病院、埼玉社会保険病院、東京医科大学病院、東邦大学医療センター大森病院、都立府中病院及び名古屋第一赤十字病院）の協力を得ており、他に吸入事故等については、（財）日本中毒情報センターで収集した情報を提供していただいている。

今般、平成 17 年度の報告を家庭用品専門家会議（危害情報部門）（座長：新村 真人 東京慈恵会医科大学皮膚科名誉教授）において検討し、その結果を以下のとおり取りまとめた。

協力施設一覧

【皮膚科】

施 設	担 当 者
関西医科大学附属病院	堀尾 武、佐々木 浩子
慶応義塾大学病院	天谷 雅行、石橋 正史
信州大学医学部附属病院	斎田 俊明、久保 仁美
第一クリニック アレルギー科・皮膚科	杉浦 真理子、杉浦 啓二
東京慈恵会医科大学附属 病院	上出 良一、小野 藤子
東京都済生会中央病院	陳 科栄、長坂 武
東邦大学医療センター大森 病院	伊藤 正俊、関東 裕美
日本赤十字社医療センター	今門 純久、ニンデル・マーギット

【小児科】

施 設	担 当 者
伊丹市立伊丹病院	三木 和典
大分こども病院	藤本 保、木下 博子
川崎市立川崎病院	長 秀男、山下 行雄、中尾 歩、 松本 慎二、藤田 秀樹、栖林 敦、 康井 洋介、濱田 陸、森 奈穂
埼玉社会保険病院	荒木 清
東京医科大学病院	星加 明德、山 中 学
東邦大学医療センター大森 病院	小原 明、内野 由美子、池原 聡
都立府中病院	横路 征太郎
名古屋第一赤十字病院	羽田野 爲夫

【吸入事故等】

施 設	担 当 者
(財)日本中毒情報センター	吉岡 敏治、波多野 弥生

報告結果(総括)

報告件数の変動について

平成 17 年度の報告件数は 1,693 件であった。

そのうち家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告は 133 件であり、報告件数は前年度（151 件）より減少した。皮膚科領域においては、複数の家庭用品が原因としてあげられている報告については、家庭用品の種類別の集計では各々別個に計上しているため、のべ報告件数は 158 件となった。ここ 5 年間ののべ報告件数の推移を見ると、最低が平成 17 年度の 158 件、最高が平成 15 年度の 221 件であった。1 施設あたりの平均的な報告数については、大きな変動はなかった（20 件）。

小児の家庭用品等の誤飲事故に関する報告は 725 件であり、報告件数は前年度（626 件）より増加した。なお、前年度は 7 施設における報告であったが、今年度は 8 施設における報告であり、1 施設あたりの平均的な報告数については、大きな変動はなかった（90 件）。

また、（財）日本中毒情報センターに寄せられた家庭用品等に係る吸入等による健康被害の報告件数は 835 件であり、報告件数は前年度（724 件）より増加した。件数については、幅広く被害情報を収集するという観点から平成 10 年度に眼への被害を集計に加えるなどその調査対象を広げており、平成 10 年度以降の報告件数はそれ以前と比較して多くなっている。

なお、これらの健康被害は、患者主訴、症状、その経過及び発現部位等により家庭用品等によるものであると推定されたものであるが、因果関係が明白でないものも含まれている。また、対象製品には、医薬品など「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」上の家庭用品ではないものも一部含まれている。

1. 家庭用品等に係る皮膚障害に関する報告

(1) 原因家庭用品カテゴリー、種別の動向

原因と推定された家庭用品をカテゴリー別に見ると、洗剤等の「家庭用化学製品」が61件で最も多く、次いで装飾品等の「身の回り品」が45件であった(表1)。

家庭用品の種類別では「洗剤」が52件(32.9%)で最も多く報告された。次いで「装飾品」が18件(11.4%)、「ゴム・ビニール手袋」が17件(10.8%)、「下着」、「眼鏡」及び「ベルト」が各6件(3.8%)、「時計バンド」、「時計」及び「スポーツ用品」が各5件(3.2%)、「くつ下」、「接着剤」、「文房具」及び「ナイロンタオル」が各3件(1.9%)の順であった(表2)。

報告件数上位10品目について平成16年度と比較すると、報告件数については、「洗剤」の報告件数は16件増加し、全体に対する割合も約12ポイント増加した。「装飾品」の報告件数は17件減少し、全体に対する割合も約9ポイント減少した。「ゴム・ビニール手袋」については、報告件数は17件と同じであり、全体に対する割合は約1ポイント増加した。(表2)。その他の上位品目については、前年度9件の報告があった「洗淨剤」については2件と減少し、新たに接着剤や文房具の報告があった。これら以外は、報告数、割合に変動があったものの概ね過去の上位10品目と同様の品目で占められていた。

注 「洗 剤」：野菜、食器等を洗う台所用及び洗濯用洗剤
「洗淨剤」：トイレ、風呂等の住居用洗淨剤

上位10品目の全報告件数に占める割合を長期的な傾向から見ると、変動はあるものの「洗剤」と「装飾品」の割合が常に上位を占めており(図1)、平成17年度も同様であった。

(2) 各報告項目の動向

患者の性別では女性が96件(72.2%)と大半を占めた。そのうち30歳代が21件と全体の15.8%を占め、次いで20歳代及び50歳代が各20件でそれぞれ全体の15.0%を占めた。

障害の種類としては、「手の湿疹(刺激性皮膚炎)」が59件(37.3%)と最も多く、次いで「手の湿疹(アレルギー性接触皮膚炎)」が54件(34.2%)、「アレルギー性接触皮膚炎」が50件(31.6%)、「刺激性皮膚炎」27件(17.1%)であった。

症状の転帰については、「全治」と「軽快」を合計すると116件(87.2%)であった。なお、本年も「不明」が17件(12.8%)あった。このような転帰不明の報告例は、症状が軽快した場合に受診者が自身の判断で途中から通院を打ち切っているものと考えられる。

(3) 原因製品別考察

1) 洗剤

平成17年度における洗剤に関する報告件数は52件(32.9%)であった。前年度36件(21.1%)より報告件数及び全報告件数に対する割合は大幅に増加した(表2)。

内訳を見ると、台所用洗剤が原因となった例が30件(57.7%)、合成洗剤が原因となった例が22件(42.3%)であった。

洗剤が原因となった健康障害の種類は、手の湿疹(刺激性皮膚炎)が49件(94.2%)、手の湿疹(アレルギー性接触皮膚炎)が39件(75.0%)、アレルギー性接触皮膚炎が4件(7.7%)、刺激性皮膚炎が2件(3.8%)であった。

皮膚を高頻度で水や洗剤にさらすことにより、皮膚の保護機能が低下し、手の湿疹や刺激性

皮膚炎が起りやすくなっていたり、また高濃度で使用した場合に障害が起こったりというように、症状の発現には、化学物質である洗剤成分と様々な要因（皮膚の状態、洗剤の使用法・濃度・頻度、使用時の気温・水温等）が複合的に関与しているものと考えられる。基本的な障害防止策としては、使用上の注意・表示をよく読み、希釈倍率に注意する等、正しい使用方法を守ることが第一である。また、必要に応じて、保護手袋を着用することや、使用后、クリームを塗ることなどの工夫も有効な対処法と思われる。それでもなお、症状が発現した場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、早期に専門医を受診することを推奨したい。

◎事例1 【原因製品：台所用洗剤】

患者	63歳 女性
症状	台所用洗剤に触れてから、両前腕から手関節部に皮疹、痒みが出現
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用、抗アレルギー薬内服
転帰	全治（21日）

<担当医のコメント>

台所用洗剤の刺激と考えられる。パッチテスト未施行なので、アレルギー性かは不明。ゴム手袋の内側に洗剤が流入し皮膚に密着した可能性もある。

◎事例2 【原因製品：台所用洗剤】

患者	56歳 男性
症状	調理関係者。約1年前より手掌にかゆい皮疹を生じ、寛解増悪を繰り返している。両手掌、手背にびまん性落屑性紅斑を認める。手掌では亀裂を生じ、痂皮と付着する。
障害の種類	手の湿疹（刺激性皮膚炎）
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用、保湿剤
転帰	不明

<担当医のコメント>

仕事を休むことで短期間のうちにかかなり軽快しており、水仕事や洗剤等による刺激性皮膚炎と考えた。

◎事例3 【原因製品：台所用洗剤】

患者	38歳 女性
症状	約2ヶ月前より、両手背、肘頭部に痒みを伴う紅斑、丘疹が出現。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎、手の湿疹（刺激性皮膚炎、アレルギー性接触皮膚炎）

パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用、保湿剤
転帰	軽快

<担当医のコメント>
問診と発症部位より推定。

2) 装飾品

平成17年度における装飾品に関する報告件数は18件（11.4%）であった。前年度35件（20.5%）と比較すると報告件数及び全報告件数に対する割合は減少した（表2）。

原因製品別の内訳は、ネックレスが11件、指輪が3件、ピアスが2件、バレッタが1件、複数によるものが1件であった。

障害の種類では、アレルギー性接触皮膚炎が16件（88.9%）と最も多かった。

金属の装飾品について、8件のパッチテスト施行例が報告され、ニッケル及びクロムにアレルギー反応を示した例が5件と最も多かった（表3）。それに次いでコバルトが3件でパッチテストによりアレルギー反応が観察された。

このような金属による健康障害は、金属が装飾品より溶けだして症状が発現すると考えられる。そのため、直接皮膚に接触しないように装着することにより、被害を回避できると考えられる。しかしながら、夏場や運動時等、汗を大量にかく可能性のある時には装飾品類をはずす等の気を配ることが被害を回避する観点からは望ましい。また、ピアスは耳たぶ等に穴を開けて装着するため、初めて装着したり、種類を変えたりした後には、アレルギー症状の発現などに対して特に注意を払う必要がある。症状が発現した場合には、原因製品の装着を避け、装飾品を使用する場合には別の素材のものに変更することが症状の悪化を防ぐ上で望ましい。さらに、早急に専門医の診療を受けることを推奨したい。ある装飾品により金属に対するアレルギー反応が認められた場合には、金属製の別の装飾品、眼鏡、時計バンド、ベルト、ボタン等の使用時にもアレルギー症状が起こる可能性があるため、同様に注意を払う必要がある。例えば、最も症例の多いニッケルアレルギーの場合、金メッキされた金属製品はその下にニッケルメッキが施されている場合が多いので注意が必要である。

◎事例1【原因製品：指輪】

患者	31歳 女性
症状	10年前より左Ⅲ、Ⅳ指、右Ⅳ指に痒みを伴う紅斑、小水疱と紅色丘疹が出現。軽快増悪を繰り返す。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	コバルト（++）、クロム（+）
治療・処置	ステロイド薬外用、保湿剤
転帰	軽快

<担当医のコメント>
金属パッチテスト陽性と発症部位から診断。

◎事例2【原因製品：ネックレス】

患者	56歳 女性
症状	頸部から後頭部に皮疹、痒みあり。ネックレスが擦れる部分に一致している。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ニッケル (+)
治療・処置	ステロイド薬外用、抗アレルギー薬内服
転帰	軽快

3) ゴム・ビニール手袋

平成17年度における報告件数は17件(10.8%)であり、前年度(9.9%)とほぼ同数であった。素材別の内訳は、ゴム手袋が15件、プラスチック手袋によるものが1件、不明のものが1件であった。

障害の種類としては、手の湿疹(アレルギー性接触皮膚炎)が14件(82.4%)、手の湿疹(刺激性皮膚炎)が11件(64.7%)、アレルギー性接触皮膚炎が5件(29.4%)、刺激性皮膚炎が2件(11.8%)、接触じんましが1件(5.9%)報告された。

本年度についても、接触じんましの例が報告された。材質に対する反応は個人差があり、特にラテックスアレルギーは、時にアナフィラキシー反応を引き起こし、じんましんや発疹、ショック状態等、重篤な障害を招く恐れがあるので、製造者において、製品中のラテックス蛋白質の含有量を低減する努力が引き続き行われることが重要であるとともに、ラテックスに対するアレルギー反応の有無等、自己の体質にも注意が必要である。基本的には、既往歴があり、ゴム・ビニール手袋による皮膚障害が心配される場合には、以前問題が生じたものとは別の素材のものを使うようにする等の対策をとる必要がある。はじめ軽度な障害であっても、当該製品の使用を継続することにより症状が悪化してしまうことがあり得る。また、原因を取り除かなければ治療効果も失われてしまうので、何らかの障害が認められた場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、専門医を受診することを推奨したい。

◎事例1【原因製品：ゴム手袋】

患者	34歳 男性
症状	1ヶ月前から手足に発疹。メッキ工場に勤めているので、いつも手袋をしている。仕事で悪化あり。
障害の種類	刺激性皮膚炎、異汗性湿疹
パッチテスト	メルカプトベンゾチアゾール (+) N-イソプロピル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン (IPPD) (+)
治療・処置	ステロイド薬外用、悪化時はステロイド薬内服、抗アレルギー薬内服
転帰	軽快

◎事例2【原因製品：ゴム手袋】

患者	42歳 女性
----	--------

症状	ゴム手袋をはめて2-3日後に手に湿疹あり
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ゴム手袋 (+)、チウラムミックス (++)、 ジカルバメイトミックス (++)
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

加硫促進剤によるアレルギー反応である。プラスチック手袋を使用するよう指導し、皮疹は再発していない。

4) 下着

平成17年度における下着に関する報告件数は6件(3.8%)であった。前年度は10件(5.8%)であり、報告件数、全報告件数における割合とも減少した(表2)。

障害の種類としては、刺激性皮膚炎が3件(50.0%)、アレルギー性接触皮膚炎が2件(33.3%)、色素沈着1件(16.7%)であった。

下着は長時間にわたって直接触れるため、何らかの障害が認められた場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、専門医を受診することを推奨したい。

◎事例1【原因製品：下着】

患者	52歳 女性
症状	3年前に背中色素沈着に気づくも放置。次第に下着のあたる部位が黒くなってきた。赤くなった後に黒くなることに気づき、他院で皮膚生検をするも診断不明。
障害の種類	色素沈着
パッチテスト	ブラジャースポンジ (+)、肩ひも (+)、 p-トルエンジアミン (+)、ヒドロキノロン (+)
治療・処置	抗アレルギー薬内服、ビタミンC外用、ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

発汗部に色素沈着が強い。

◎事例2【原因製品：下着】

患者	31歳 女性
症状	新しいパンツを使用していたところ、2-3日前より下腹部に紅斑が出現。線状に分布する。
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

発生部位、皮疹分布、問診より推定。

5) ベルト

平成17年度におけるベルトに関する報告件数は6件(3.8%)であった。前年度8件(4.7%)と比べると報告件数、全報告件数に対する割合とも減少していた(表2)。

障害の種類は、6件全てがアレルギー性接触皮膚炎によるものであった。

また被害を発症したうち4件がバックル部分の金属によるものであった。そのうち3件でパッチテストが施行されていたが、全てニッケルに陽性反応を示していた(表3)。

対策としては、皮膚に直接バックル部分が触れないように着用することが第一であるが、それでも症状が発現した場合には、原因となった部分の素材を別のものに変更することが必要である。また、このように金属部分でアレルギー症状が発現した場合には、イヤリング、ピアス、ネックレス、眼鏡、時計バンド等の他の金属製品の使用にあたっては注意が必要である。

◎事例1【原因製品：ベルト】

患者	21歳 男性
症状	2年前より下腹部に皮疹が出現、痒みあり。ベルトのバックルがあたる部分に一致している。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ニッケル (+)
治療・処置	ステロイド薬外用、抗アレルギー薬内服
転帰	軽快

<担当医のコメント>

ローライズのジーンズの流行などで、ベルトが直接肌に触れることが多くなると、こうした症状を発現する可能性が高くなり、注意が必要である。

◎事例2【原因製品：ベルト】

患者	22歳 男性
症状	以前よりベルトのバックルでかぶれる。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ニッケル (++)、コバルト (+)。
治療・処置	なし
転帰	軽快

<担当医のコメント>

以前より金属アレルギーには気付いていた。今回就職を機に、検査を希望して来院した。

6) その他

その他、被害報告件数が多かったものは眼鏡が6件（3.8%）、時計バンド、時計及びスポーツ用品が各5件（3.2%）であった。

◎事例1【原因製品：眼鏡】

患者	78歳 男性
症状	眼鏡フレームのあたるところに痒い病変。両耳介後部に皮疹出現。数年前にも同様の症状あり。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	老眼用先セル削り（++）、サングラス先セル削り（+）、ニッケル（++）、スズ（++）
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

◎事例2【原因製品：時計バンド、革製品の財布】

患者	35歳 男性
症状	左手首、左大腿部に皮疹、痒みあり。左手首は時計のバンド、左大腿部は革の財布が皮膚に接触する部位に一致。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	不明

<担当医のコメント>

皮革製品等による接触性皮膚炎にクロムが関与していることは有名である。パッチテストは未施行であるものの、本症例では時計の皮バンド・皮革製の財布に接触する部位に皮疹が出現していたため、アレルギー性接触皮膚炎を考えた。なお皮革製品による接触皮膚炎の既往は明らかでなかった。

◎事例3【原因製品：くつ下】

患者	58歳 男性
症状	左足首から下腿に痒み、皮疹が出現。くつ下がすれる部分に一致。

障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

皮疹はくつ下が擦れる部位に認められ、くつ下による刺激が原因と考えた。くつ下に付着しているゴムによる刺激性あるいはアレルギー性皮膚炎の可能性も否定できない。

◎事例4【原因製品：膝プロテクター】

患者	35歳 男性
症状	趣味で自転車をこぐ。ネオプレンゴムでできた膝当てを使用すると接触部位に紅斑と痒みが出現する。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ネオプレンゴム (+)、チウラムミックス (-)、 N-イソプロピル-N'-フェニル-p-フェニレンジアミン(IPP) (-)、 p-tert-ブチルフェノール ホルムアルデヒドレジン (PTBP-FR) (-)
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

運動による発汗や長時間の密着が、症状の誘発に関与しているものと考えられる。

◎事例5【原因製品：ナイロントオル】

患者	70歳 男性
症状	入浴時ナイロントオルを10年ほど使用している。1ヶ月ぐらい前から背中中の痒みに気付く。色素沈着あり。
障害の種類	色素沈着
パッチテスト	未実施
治療・処置	ナイロントオル中止、ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

ナイロントオルが摩擦黒皮症の発症に関与することについて、依然、啓発が必要である。

◎事例6【原因製品：携帯電話】

患者	30歳 女性
症状	約1年半前より、両手掌に軽症痒みを伴う小水疱、鱗屑が出現。携帯電話の接触部に症状強し。
障害の種類	手の湿疹（アレルギー性接触皮膚炎）
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

右利きにも関わらず、左手に強度。本人の訴えで推定。

◎事例7【原因製品：ビニルテープ】

患者	66歳 男性
症状	約1年半前から両手掌に自覚症状のない落屑が増加した。仕事で電線と触れるので心配している。
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	ビニルテープ (+)
治療・処置	尿素軟膏とステロイド薬外用
転帰	軽快

◎事例8【原因製品：接着剤】

患者	38歳 男性
症状	約2ヶ月前より両手、指尖部を中心に、痒みを伴う鱗屑性紅斑が出現。ステロイド外用剤にて、軽快せず、顔面にも同様の皮疹が出現。接着剤を扱う職業に従事している。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	接着剤、強化剤いずれも (+)
治療・処置	ステロイド薬外用、ステロイド薬内服、抗アレルギー薬内服
転帰	軽快

<担当医のコメント>

発症部位、パッチテスト、職業より診断。

◎事例9【原因製品：局所冷却剤】

患者	2歳 女児
症状	前額部に境界明瞭な紅斑 (+)、痒みあり。市販の局所冷却剤を貼った部分に一致
障害の種類	刺激性皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用
転帰	軽快

<担当医のコメント>

使用した局所冷却剤は内側が糊状になっており皮膚に密着する。この刺激が原因で生じたものと考えた。

(4) 全体について

平成17年度の家庭用品を主な原因とする皮膚障害の種類別報告全158件のうち、50件はアレルギー性接触皮膚炎であった。この中でも、装飾品、眼鏡、ベルトの留め金、時計や時計バンド等で金属アレルギーが判明したものが約3割を占めた。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合はほと

んどである。家庭用品を使用することによって接触部位に痒み、湿疹等の症状が発現した場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避けることが望ましい。故意、若しくは気付かずに原因製品の使用を継続すると、症状の悪化を招き、後の治療が長引く可能性がある。

症状が治まった後、再度使用して同様の症状が発現するような場合には、同一の素材のものの使用は以後避けることが賢明であり、症状が改善しない場合には、専門医の診療を受けることが必要である。本年は報告されなかったが、ゴム手袋のラテックス蛋白質に対するアナフィラキシーショックのように重篤なものもあるので、注意が必要である。

また、日頃から使用前には必ず注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることや、化学物質に対して感受性が高くなっているアレルギー患者等では、自分がどのような化学物質に反応する可能性があるのかを認識し、使用する製品の素材について注意を払うことも大切である。

2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告

(1) 原因家庭用品等種別の動向

小児の誤飲事故の原因製品としては、「タバコ」が224件(30.9%)で最も多かった。次いで「医薬品・医薬部外品」が100件(13.8%)、「玩具」が69件(9.5%)、「金属製品」が54件(7.4%)、「プラスチック製品」が43件(5.9%)、「硬貨」が27件(3.7%)、「洗剤・洗浄剤」が26件(3.6%)、「電池」及び「食品類」がそれぞれ23件(3.2%)、「化粧品」が19件(2.6%)であった(表4)。

報告件数上位10品目までの原因製品については、順位に若干の変動はあるものの、例年と概ね同じ品目により占められていた。また、上位2品目については、小児科のモニター報告が始まって以来変化がなく、本年も同様であった(図2)。

(2) 各報告項目の動向

障害の種類については、悪心、嘔吐、腹痛、下痢等の「消化器症状」が認められたものが77件(10.6%)と最も多かった。次いで咳、喘鳴等の「呼吸器症状」が認められたものが44件(6.1%)となっていた。全体として、症状の発現が見られたものは144件(19.9%)であったが、これらには複数の症状を認めた例も含んでいた。本年度は幸い命が失われるといった重篤な事例はなかったが、「入院」、「転科」及び「転院」となったものが28件あった。それ以外はほとんどが「帰宅」となっていた。

誤飲事故発生時刻については、例年同様夕刻以降に発生件数が増加するという傾向が見られ、午後4時～10時の時間帯の合計は391件(56.8%：発生時刻不明を除く報告件数に対する%)であった(図3)。

誤飲事故発生曜日については、曜日間による差は特に見られなかった。

(3) 原因製品別考察

1) タバコ

平成17年度におけるタバコの誤飲に関する報告件数は224件(30.9%)であり、全報告例に対する割合は減ったものの、約3割を占めていた。その内訳を誤飲した種別で見ると、タバコ*144件、タバコの吸い殻**67件、タバコの溶液***13件となっていた。

タバコを誤飲した年齢について見ると、例年と同様、ハイハイやつかまり立ちを始める6～11か月の乳児に報告例が集中しており、126件(56.3%)に上った。これに12～17か月の幼児(73件)と合わせると88.8%を占めた(図4)。

乳幼児は1歳前後には独力で室内を移動できるようになり、1歳6か月以降には動きも早くなって、両手で容器を持ち飲水できるようにもなる。タバコの誤飲事故の大半は、この1歳前後の乳幼児に集中して見られ、この時期を過ぎれば急激に減少する。期間にしてわずか1年に過ぎないこの期間に注意を払うことにより、タバコの誤飲事故は大幅に減らすことができるはずである。子供の保護者は、この時期に、タバコ、灰皿を子供の手の届く床の上やテーブルの上等に放置しないこと、飲料の空き缶等を灰皿代わりに使用しないこと等、その取扱いや置き場所に細心の注意を払うことが必要である。さらに、保護者など周囲の人が禁煙する、あるいは家庭における喫煙を中止することにより、乳幼児のいる環境からタバコを遠ざけていくことが重要である。なお、タバコ水溶液の場合はニコチンが特に吸収され易い状態にあるので、タバコ水溶液の誤飲の原因となりかねないジュースの空き缶を灰皿代わりにするなどの行為は避けるべきである。

タバコの誤飲による健康被害を症状別に見ると、症状を訴えた 37 件中、消化器症状の訴えがあった例が 30 件と最も多かった。また、9 割以上が受診後帰宅している。幸いなことに大事には至らなかったが、入院の事例が 1 件報告されている。

来院前に応急処置を行った事例は 138 件あった。行った処置としては「かき出した・拭いた」事例が、58 件と最も多かった。応急処置として、何らかの飲料を飲ませた例は 37 件あった。タバコの誤飲により問題となるのは、タバコに含まれるニコチン等を吸収してしまうことである。タバコを吐かせるのはニコチン等の吸収量を減らすことができるので有効な処置であるが、この際飲料を飲ませると逆にニコチンが吸収され易くなってしまう可能性がある。吐かせようとして飲料を飲ませても吐かなかった例も見られており、タバコを誤飲した場合には飲料は飲ませず直ちに受診することが望ましい。

- * : 「タバコ」 : 未服用のタバコ
- ** : 「タバコの吸い殻」 : 服用したタバコ
- *** : 「タバコの溶液」 : タバコの吸い殻が入った空き缶、空瓶等にたまっている液

◎事例 1 【原因製品：タバコ】

患者	1 歳 1 か月 男児
症状	呼吸困難はなく、意識清明。顔色蒼白でややぐったりしていた。胸部聴診上異常なし。採血、胸部 X 線上異常はなかった。
誤飲時の状況	午後 7 時頃、母親が別室にいた時、母親のかばんの中に入れていたタバコを食べた様子。突然静かになったので様子を見に行くと、フィルターが 2 本残っていた。30 分後嘔吐 1 回。その後も悪心続き来院。
来院前の処置	なし。
受診までの時間	1 時間～1 時間 30 分未満
処置及び経過	胃洗浄をしたところ、タバコの残渣あり。点滴を行い、帰宅。

<担当医のコメント> (参考)

基本的には誤飲後、速やかに受診することが望ましい。

◎事例 2 【原因製品：タバコの吸い殻】

患者	1 歳 1 か月 女児
症状	嘔吐
誤飲時の状況	携帯用の灰皿が開いていた。抱いていた父親が気付くと口の中が灰で黒くなっていた。吐物にタバコあり。
来院前の処置	吐かせた。
受診までの時間	2 時間～3 時間未満
処置及び経過	吐根シロップによりタバコの葉少量嘔吐。その後、帰宅。

◎事例3【原因製品：タバコの溶液】

患者	1歳7か月 男児
症状	なし。
誤飲時の状況	捨てようと思って不燃物の所に置いていた瓶に吸い殻を2本入れた。中に少量の水が入っていた。児が一口飲んだところで気が付いた。
来院前の処置	ジュースを飲ませて吐かせようとするも吐かず。
受診までの時間	30分未満
処置及び経過	吐根シロップによりタバコ浸出液嘔吐。点滴を行い、帰宅。

<担当医のコメント> (参考)

ニコチンは溶液中には大量に溶出するので危険である。飲料の缶を灰皿の代わりにすることは、絶対に止めるべき。万が一、タバコを浸した溶液を飲んでしまった場合は、速やかに受診することが望ましい。

2) 医薬品・医薬部外品

平成17年度における医薬品・医薬部外品に関する誤飲の報告件数は100件(13.8%)であった。前年度は97件(15.5%)であり、件数及び全体に対する割合はほぼ同じであった。症状の認められた18件中、傾眠などの神経症状が認められた例が9件と最も多く、次いで悪心、嘔吐、腹痛、下痢等の消化器症状が認められた例が7件あった。入院を必要とした事例も13件あった。入院例の多くの場合は保護者が注意をそらせている間に薬を大量服用してしまっている例であった。

誤飲事故を起こした年齢について見ると、タバコが6～17か月児に多く見られているのに対し、医薬品・医薬部外品は年齢層はより広いものの、特に1～2歳児にかけて多く見られていた(61件、61.0%)。この頃には、自らフタや包装を開けて薬を取り出せるようになり、また家人が口にしたものをまねて飲んだりもするため、誤飲が多くなっているものと思われた。

また、誤飲の発生した時刻は、昼や夕刻の食事前後と思われる時間帯に高い傾向があった。本人や家人が使用し、放置されていたものを飲んだり、家人が口にしたのをまねて飲むこと等が考えられ、使用後の薬の保管には注意が必要である。

原因となった医薬品・医薬部外品の内訳を見ると、中枢神経系の薬が20件で最も多いなど、一般の家庭に常備されているものだけではなく、保護者用の処方薬による事故も多く発生していた。

医薬品・医薬部外品の誤飲事故は、薬がテーブルや棚の上に放置されていた等、保管を適切に行っていなかった時や、保護者が目を離した隙等に発生している。また、シロップ等、子供が飲みやすいように味付けしてあるもの等は、子供がおいしいものとして認識し、冷蔵庫に入れておいても目につけば自ら取り出して飲んでしまうこともある。小児の医薬品類の誤飲は、時に重篤な障害をもたらすおそれがある。家庭内での医薬品類の保管・管理には十分な注意が必要である。

◎事例1【原因製品：錠剤】

患者	3歳1か月 男児
症状	ややもうろうとしている。
誤飲時の状況	午後6時15分頃、薬(アレルギー治療薬)を握りしめていた。

来院前の処置	吐かせた。
受診までの時間	30分未満
処置及び経過	血液検査（異常なし）、点滴後帰宅。

<担当医のコメント>（参考）

内服直前に水を取りに行った際に誤飲することも多く、服用したら必ず片付けるように心がけること。万が一、誤飲した場合は飲んだ薬や薬の添付文書を持って必ず病院を受診することが望ましい。

◎事例2【原因製品：シロップ剤】

患者	3歳3か月 男児
症状	やや傾眠傾向
誤飲時の状況	市販の子ども咳止めシロップをほとんど飲んでしまった。
来院前の処置	吐かせようとするも吐かず。
受診までの時間	30分未満
処置及び経過	点滴後帰宅。

<担当医のコメント>（参考）

家庭内での医薬品類の保管場所には注意が必要。

3) 電池

平成17年度の電池の誤飲に関する報告件数は23件（3.2%）であった。前年度21件（3.4%）と比較して件数、割合はともに同程度で推移しており、単独製品による事故数としては依然軽視できない数である。

誤飲事故を起こした年齢について見ると、前年度と同様、本年も特に6か月～17か月児に多く見受けられたが、依然幅広い時期に発生している。

誤飲した電池の大半は、ボタン電池であった（18件）。電卓やリモコン等ボタン電池を使用した製品が多数出回っているが、誤飲事故は幼児がこれらの製品で遊んでいるうちに電池の出し入れ口のフタが開き、中の電池が取り出されたために起こっている場合がある。製造業者は、これらの製品について幼児が容易に電池を取り外すことができないような設計を施すなどの配慮が必要であろう。また保護者は、電池の出し入れ口のフタが壊れていないか確認することが必要である。

また放電しきっていないボタン電池は、体内で消化管等に張り付き、せん孔の可能性があるもので、子供の目につかない場所や手の届かない場所に保管するなどの配慮が必要である。

誤飲した場合には、直ちに受診することが望ましい。

◎事例1【原因製品：ボタン電池】

患者	0歳10か月 女児
症状	なし
誤飲時の状況	携帯電話に付いているストラップ（電池で光るタイプ）の電池が気付いたらなくなっていた。電池ケースのふたが周辺に転がっていた。その状況から電池の誤飲を疑い来院。

来院前の処置	お茶を飲ませた。
受診までの時間	1時間～1時間30分未満
処置及び経過	前医で磁石付きカテーテルによる摘出を試みたが失敗し、救急搬送される。X線撮影により下行結腸内にボタン電池を発見。保存的に観察して、2日後排泄を確認。

<担当医のコメント>

誤飲すると危険なものは、子どもの手の届く場所には置かないこと。また誤飲した場合には速やかに受診し、担当医の判断に委ねることが望ましい。

4) 食品

本年度は、酒類の誤飲事故の報告が5件と前年度（10件）より減少した。放置されたものの誤飲や保護者が誤って飲ませてしまった例などであった。全般的に言えることであるが、誤飲の危険のあるものを放置しないようにすることが重要である。また、酒類の保管方法や子供に飲料を与える前には内容を確認する等の注意も必要である。

飴やこんにゃくゼリー等は、大きさや形状、硬さのために誤飲事故の原因となりやすいため、特に注意する必要がある。このような食品は、気道に入ってしまうと摘出が困難であり、重篤な呼吸器障害につながるおそれがあり、乳幼児にそのまま食べさせること自体禁忌である。

食品を乳幼児等に与える際には、保護者はこのような点にも十分に注意を払う必要がある。

◎事例1【原因製品：酒】

患者	3歳1か月 男児
症状	ふらつきあり、顔面発赤
誤飲時の状況	午前7時30分頃、350ml 缶のチューハイが半分残っていたのを飲んだ。
来院前の処置	なし
受診までの時間	30分未満
処置及び経過	点滴後、帰宅。

<担当医のコメント>（参考）

飲みかけのアルコール類を机の上などに放置しないよう注意が必要である。特に、アルコール類の容器がジュース類の容器と類似している場合には、子供が誤って飲む場合もあるので危険である。

◎事例2【原因製品：銀杏】

患者	2歳11か月 男児
症状	両上下肢間代性けいれん。脱力、固視。嘔吐。
誤飲時の状況	午後11時頃、父親と一緒に銀杏を24個食べた後、就寝。翌朝5時頃1分程度の両上下肢間代性けいれんが出現。脱力、固視出現2～3分。嘔吐1回。救急車にて来院。
来院前の処置	なし。

受診までの時間 4～6 時間未満
処置及び経過 点滴、入院 2 日

<担当医のコメント>

銀杏は食べ過ぎるとけいれんを起こすことがあるので、注意が必要である。

◎事例 3 【原因製品：アメ玉】

患者 1 歳 7 か月 女児
症状 ヒクヒクした。
誤飲時の状況 公園からの帰り道にアメ玉を食べたら、転んだ拍子に飲み込んだ。しばらくヒクヒクしていたため胸部を叩打したら治まった。
来院前の処置 胸部叩打
受診までの時間 1 時間～1 時間 30 分未満
処置及び経過 処置なく帰宅。

<担当医のコメント>

乳幼児は特に転びやすく事故を起こしやすいため、歩行しながら物を食べるのは危険である。

また、食品ではないが、食品の付属物や関連器具による誤飲例も次のように見られている。同様な誤飲は前年度も報告されており、誤飲の可能性のあるものとして注意が必要である。

◎事例 4 【原因製品：乾燥剤】

患者 3 歳 2 か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 お菓子を食べた後、気が付いたらシリカゲルの袋を破り、シリカゲルを指にくっつけてなめていた。
来院前の処置 なし
受診までの時間 1 時間 30 分～2 時間未満
処置及び経過 処置なく帰宅。

5) その他

代表的な事例だけではなく、家庭内・外にあるもののほとんどが子供の誤飲の対象物となりうる。1 歳前であっても指でものをつまめるようになれば、以下に紹介する事例のように様々な小さなものを無分別に口に入れてしまう。床など子供の手の届くところにもものを置かないよう注意が必要である。

固形物の誤飲では、ビー玉、キーホルダー等の玩具、磁石、ボタン等が報告されたが、今年度はストラップ等携帯電話関連の製品は 5 件であった。これら固形物の場合は、誤飲製品が体内のどこにどんな状態で存在するか一見したところで分からないので、専門医を受診し、経過を観察するか、摘出するかなど適切な判断を受けることが望ましい。誤飲製品が胃内まで到達すれば、

いずれ排泄されると考えられることから問題はないとする向きもあるが、硬貨が胃内から長時間排泄されなかったり、小型磁石や先に別途例示されたボタン電池等の場合に腸壁に張り付きせん孔してしまったりして、後日腹痛や障害を発生させる可能性もあるので、排泄の確認は是非するべきである。排泄が確認できないときは、フォローアップのレントゲン等を撮り、消化管の通過障害をきたすおそれがある場合や、せん孔に至る危険性がある場合は、外科的な摘出術を考慮することも必要である。

本年も衣類用の防虫剤の誤飲事例があった。防虫剤は見かけ上よく似ているが、よく使用されている成分は数種類あるので、医療機関等に相談する場合は誤飲した製品名等を正確に伝える方がよい。またこれらの防虫剤を誤飲した場合は、応急処置として牛乳を飲ませてはいけない。牛乳は防虫剤の吸収を促進するためである。

液体の誤飲では、台所用洗剤、灯油、除光液等が報告された。液体の場合には、コップ等に移し替えたものや、詰め替えボトル入りのものを誤飲する事例が見受けられる。そのようなものを子供の目に付くところへ放置せず、手の届かない場所へ片付ける配慮が必要である。

【固形物】

◎事例1【原因製品：キーホルダーのチェーン】

患者	1歳9か月 女児
症状	なし
誤飲時の状況	口の中にキーホルダーのチェーンを入れて遊んでいた。捜したがどこにもない。飲み込んだかもしれない。
来院前の処置	なし
受診までの時間	30分未満
処置及び経過	X線撮影により胃内にチェーンを確認。その他の処置なく帰宅。2日後に排泄を確認。

<担当医のコメント>

長いものであっても、飲み込んでしまうことがある。

◎事例2【原因製品：指輪】

患者	1歳0か月 男児
症状	なし
誤飲時の状況	午前6時10分、嘔吐2回あり。指輪がないのに気付いたため受診。
来院前の処置	なし
受診までの時間	30分～1時間未満
処置及び経過	X線撮影により指輪を確認後、帰宅。1日後に排泄を確認。

◎事例3【原因製品：水銀体温計】

患者	1歳1か月 男児
症状	なし
誤飲時の状況	父と一緒にいたが、父は寝ていた。母が帰宅すると、手に体温計を持って遊んでいた。先が折れており、床に水銀が散らばって

いた。口の中をかき出すと、1 mm 未満の小さな玉が2つあった。
 来院前の処置 口の中の水銀をかき出した。
 受診までの時間 1時間30分～2時間未満
 処置及び経過 X線撮影により1 mm以下の非透過性物体を確認。その後帰宅

<担当医のコメント> (参考)
 胃の中に入った水銀はほぼ吸収されない。

◎事例4【原因製品：ヘアピン】

患者 0歳10か月 女児
 症状 なし
 誤飲時の状況 目を離した隙にヘアピン（直径3×2 cm）を飲み込んだかも知れない。ヘアピンが見あたらないため、受診。
 来院前の処置 なし
 受診までの時間 4時間～6時間未満
 処置及び経過 X線撮影により、腹部にヘアピンを確認。2日後に排泄確認。

<担当医のコメント>
 比較的大きいヘアピンだが、以前にも同様の例を経験していた。その症例ではまだ胃の中にあっただけで、内視鏡的摘出術を依頼すべく他院の小児外科に紹介したところ、保存的な経過観察の後、後日排泄が確認された。その経験を踏まえ、本症例では来院時の腹部レントゲンで少なくとも胃以降に存在しているようだったので、帰宅させ、そのまま経過観察したところ、2日後に排泄が確認された。

◎事例5【原因製品：お線香】

患者 1歳3か月 男児
 症状 なし
 誤飲時の状況 本人が口をモゴモゴしていた。母が口の中に指を入れるとお線香が出てきた。
 来院前の処置 不明
 受診までの時間 30分～1時間未満
 処置及び経過 処置なく帰宅

◎事例6【原因製品：硬貨】

患者 2歳2か月 男児
 症状 嘔気、嘔吐
 誤飲時の状況 親とは別の部屋にいた。財布を持っており、中の10円玉が1枚無くなっていることに気づいた。本人は苦しそうにしていた。嘔吐が3回出現。
 来院前の処置 なし
 受診までの時間 1時間～1時間30分未満

処置及び経過 X線撮影により喉頭部に 50 円玉を確認。ファイバーにて胃内に落とした後、帰宅。

◎事例 7 【原因製品：玩具】

患者 2 歳 11 か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 午後 9 時 20 分頃、くつろいでいるところ、「うっ」となって吐きたくても吐けないような様子であった。近くにビー玉があり、食べたのかと聞くと本人がうなずいたため来院。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30 分～1 時間未満
処置及び経過 X線検査（異常なし）、その後帰宅。

<担当医のコメント>

通常、ビー玉であればX線検査で写る。来院までに吐き出された可能性もある。

◎事例 8 【原因製品：鉛筆のキャップ】

患者 4 歳 9 か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 自宅の居間で鉛筆のキャップを口の中に入れて飲んだかもしれない。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30 分～1 時間未満
処置及び経過 処置なく帰宅

<担当医のコメント>

口の中に入れて遊んだりしないように注意が必要である。

◎事例 9 【原因製品：殺虫剤】

患者 0 歳 11 か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 母の入浴中に起きて、テレビの後ろのアリ用殺虫剤（ジェル、顆粒）を発見し、食べた。母が出てきたところ口にくわえていた。
来院前の処置 口の中からかき出した。
受診までの時間 30 分～1 時間未満
処置及び経過 胃洗浄後、帰宅。

【液体】

◎事例 10 【原因製品：台所用洗剤】

患者 2 歳 2 か月 男児
症状 嘔気

誤飲時の状況	台所用洗剤で作ったシャボン玉液を飲んだ。口の中を水ですすいだが、気持ち悪がり、吐きそうになる。
来院前の処置	うがいさせた。
受診までの時間	30分～1時間未満
処置及び経過	処置なく帰宅

<担当医のコメント> (参考)
台所用洗剤ではシャボン玉遊びをしないこと。

◎事例 11【原因製品：化粧品】

患者	1歳9か月 男児
症状	なし
誤飲時の状況	隣の部屋の段ボール箱の中にあった除光液の容器を手にして、7割は残っていたはずだが、半分ぐらいに減っていて、口のおいをかぐと、除光液のおいがした。
来院前の処置	なし
受診までの時間	30分～1時間未満
処置及び経過	処置なく帰宅。

◎事例 12【原因製品：芳香剤】

患者	1歳7か月 男児
症状	なし
誤飲時の状況	車の中で目を離した隙に、ジェル状芳香剤を飲んでしまった。
来院前の処置	かき出した、拭いた。水を飲ませた。
受診までの時間	30分～1時間未満
処置及び経過	処置なく帰宅

◎事例 13【原因製品：漂白剤】

患者	1歳0か月 男児
症状	顔色不良、眼の充血
誤飲時の状況	母の所にハイハイしてきたときには、顔面蒼白で眼が充血していた。また、手がぬるぬるし、洗剤の匂いがした。
来院前の処置	拭いた。
受診までの時間	1時間～1時間30分未満
処置及び経過	処置なく帰宅

◎事例 14【原因製品：カビ取り用洗剤】

患者	0歳11か月 女児
症状	咽頭に2, 3か所びらんあり。
誤飲時の状況	母が風呂掃除をしているところへ児が入ってきた。母が振り向

いたときには、カビ取り用洗剤のボトルを口につけていた。
 来院前の処置 水を飲ませた。
 受診までの時間 30分～1時間未満
 処置及び経過 血液検査（異常なし）、上部消化管内視鏡検査（食道入口部に軽度発赤あり）、胃洗浄、その後入院（2日間）。

<担当医のコメント>

カビとり用洗剤は危険なため、極力乳幼児の手の届かない所に置くことが重要である。

◎事例 15【原因製品：ベンジン】

患者 2歳1か月 男児
 症状 喘鳴
 誤飲時の状況 午後8時50分頃、机の上にあったベンジンのビンを母同室で目を離している間に口元に持って行った。取り上げたら胸元にこぼれ、拭くと同時に吐いた。飲み込んだかどうかは不明。
 来院前の処置 なし
 受診までの時間 30分～1時間未満
 処置及び経過 喘鳴が認められたため、ネブライザー施行。点滴実施。X線検査では異常は写らず、経過観察後入院（2日間）。症状なく退院。

<担当医のコメント>

揮発性のもは飲み込むことも危険であるが、臭いをかぐことで気管支、肺に異常を起こすことがある。

(4) 全体について

小児による誤飲事故については、減少傾向にはあるものの相変わらずタバコによるものが多い。タバコの誤飲事故は生後6か月からの1年間に発生時期が集中しており、この1年間にタバコの管理に特段の注意を払うだけでも相当の被害の軽減が図れるはずである。

一方、医薬品の誤飲事故はむしろこれよりも高い年代での誤飲が多い。それ自体が薬理作用を有し、子供が誤飲すれば症状が発現する可能性が高いものなのでその管理には特別の注意を払う必要がある。

食品であっても、気道を詰まらせ、重篤な事故になるものもあるので、のどに入るような大きさ・形をした物品には注意を怠らないように努めることが重要である。また、酒類にも注意が必要である。

小児による誤飲事故の発生時間帯は夕刻以降の家族の団らの時間帯に半数近くが集中しているという傾向が続いている。保護者が近くにいても、乳幼児はちょっとした隙に、身の回りのものを分別なく口に入れてしまうので注意が必要である。

一方、保育所や幼稚園等、多数の子供が生活している施設で起こった誤飲の報告事例は少数で、このことから、誤飲は避けられない事故ではなく、誤飲をする可能性があるものを極力子供が手にする可能性のある場所に置かないことが最も有効な対策であることがうかがいられる。

乳幼児のいる家庭では、乳幼児の手の届く範囲には極力、乳幼児の口に入るサイズのものは置かないようにしたい。特に、歩き始めた子供は行動範囲が広がることから注意を要する。口に入るサイズはおよそ直径3cmの円に入るものとされている。これは、玩具であっても同様である。

なお、米国において、本年3月にブレスレットを誤飲し、ブレスレット中の鉛中毒による死亡事例の発生が報告された。本邦においては、これまで企業等にアクセサリー等による鉛中毒は報告されていないが、比較的安価なアクセサリーを中心に鉛を含有する製品の販売が確認されている。アクセサリーは小さい部品等から構成されており、他の製品と同様、誤飲の可能性のある年齢の子供から離して管理することが必要と考えられる。

誤飲時の応急処置は、症状の軽減や重篤な症状の発現の防止に役立つので重要な行為であり、応急処置に関して正しい知識を持つことが重要である。

なお、(財)日本中毒情報センターにより、小児の誤飲事故に関する注意点や応急処置などを記した啓発パンフレットが作成され、全国の保健センター等に送付されている。

3. 家庭用品等に係る吸入事故等に関する報告

(財)日本中毒情報センターは、一般消費者若しくは一般消費者が受診した医療機関の医師からのあらゆる化学物質による急性の健康被害に関する問い合わせに応ずる機関である。毎年数万件の問い合わせがあるが、このうち、最も多いのが幼少児の化粧品やタバコの誤飲誤食で、それぞれ年間3,600件、2,800件に達し、これらは合わせると全問い合わせ件数の約20%を占める。

この報告は、これら問い合わせ事例の中から、家庭用品等による吸入事故及び眼の被害に限定して、収集、整理したものである。

(1) 原因製品種別の動向

全事例数は835件で、前年度(724件)と比較して1.2倍に増加した。原因と推定された家庭用品等を種別で見ると、前年度と同様、殺虫剤の報告件数が最も多く、202件(24.2%)であった。次いで洗浄剤(住宅用・家具用)131件(15.7%)、芳香・消臭・脱臭剤82件(9.8%)、園芸用殺虫・殺菌剤53件(6.3%)、漂白剤51件(6.1%)、消火剤43件(5.1%)、洗剤(洗濯用・台所用)33件(4.0%)、除草剤20件(2.4%)、灯油20件(2.4%)、防虫剤17件(2.0%)の順であった(表5)。

製品の形態別の事例数では、「スプレー式」が342件(41.0%) (そのうちエアゾールが187件、ポンプ式が155件)、「液体」234件(28.0%)、「粉末状」110件(13.2%)、「固形」72件(8.6%)、「蒸散型」57件(6.8%)、その他6件、不明が14件であった。ここでいう蒸散型とは、閉鎖空間等において一回の動作で容器内の薬剤全量を強制的に蒸散させるタイプの薬剤で、くん煙剤(水による加熱蒸散タイプを含む)、全量噴射型エアゾール等が該当する。蒸散型の健康被害は年々増加し、5年前の報告が22件であったのに対し、今年度は57件の報告があった。また、蒸散型は医療機関からの問い合わせが多いのも特徴である。

(2) 各報告項目の動向

年齢から見ると、0～9歳の子供の被害報告事例が337件(40.4%)で、前年度と同様、最も多かった。次いで30歳代及び40歳代が多く、その他の年齢層は総件数、該当人口当たりの件数ともほぼ同じであった。年齢別事例数は製品によって偏りが見られるものがあり、漂白剤や洗浄剤(住宅用・家具用)、殺虫剤は0～9歳以外に30歳代にピークが見られ、園芸用殺虫・殺菌剤は0～9歳とともに、50歳代以上でも報告件数が多かった。

性別では、女性が425件(50.9%)、男性が370件(44.3%)、不明が40件(4.8%)で男女比は前年度とほぼ同等であった。電話での問い合わせのため、記載漏れ等があり、被害者の性別不明例が多少存在する。

健康被害の問い合わせ者は、一般消費者からの問い合わせ事例が601件(72.0%)、受診した医療機関等医療関係者からの問い合わせ事例が234件(28.0%)であった。

症状別に見ると、症状の訴えがあったものは538件(64.4%)、なかったものは285件(34.1%)、不明のものが12件(1.4%)であり、症状の訴えがあったものの割合は前年度とほぼ同程度であった。症状の訴えがあった事例のうち、最も多かったのが、咳、喘鳴等の「呼吸器症状」を訴えたもの241件(28.9%)、次いで、悪心、嘔吐、腹痛等の「消化器症状」を訴えたもの192件(23.0%)で、頭痛、めまい等の「神経症状」を訴えたものが136件(16.3%)、眼の違和感、痛み、充血等の「眼の症状」を訴えたものが135件(16.2%)であった。前年度と比べて上位に占める症状はほとんど変動していない。

発生の時期を見ると、品目別では、殺虫剤による被害が5～11月に多い。洗浄剤(住宅用・家具用)については、前年度と同様、季節による目立った傾向は見られなかった。また、曜日

別に見ても、曜日間で特に傾向は認められなかった。時間別では午前9時～午後8時の間にほぼ均等に発生しており、午後11時から午前7時頃までが少なくなっていた。これらの発生頻度は前年度と比較して際だった変化はなく、生活活動時間に比例して多くなっている。

(3) 原因製品別の結果と考察

1) 殺虫剤、防虫剤

殺虫剤及び防虫剤に関する事例は219件(有症率74.0%)で、そのうち、殺虫剤が202件(前年度比1.2倍)、防虫剤17件(前年度比1.3倍)といずれも増加していた。なお、殺虫剤は、衛生害虫用、不快害虫用及び木材害虫用の製品を対象として集計している。

被害事例の状況として

1. 乳幼児、認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例
2. 用法どおり使用したと思われるが、健康被害が発生した事例
3. 適用量を明らかに超えて使用した事例
4. 換気を十分せずに使用した事例
5. スプレーで噴射方向を誤ったことによる事例
6. 蒸散型の薬剤を使用中、入室してしまった事例
7. ヒトの近辺で使用し、影響が出た事例
8. 本来の用途以外の目的で使用した事例
9. 薬剤を使用中であることを周知しなかったことによる事例
10. 廃棄時に薬剤が残存していたことによる事例

等が挙げられる。手軽に使用できるエアゾールやここ数年で増加した蒸散型は、使用方法を誤ると健康被害につながる可能性が高く、使用の際には細心の注意が必要である。特に近年はハチ、アブ等の駆除を目的とした長距離噴射タイプのエアゾール等、新たな商品も販売されている。使用、保管及び廃棄の際には製品表示を熟読し、よく理解した上で正しく使用するべきである。また、従来から広く利用されている全量噴射型エアゾールにおいても、使用中に室内に在室した事例が認められ、使用方法等の確認を心掛けることが重要である。

家庭用に販売される不快害虫防除を目的とした殺虫剤に関して、平成17年7月に「家庭用不快害虫用殺虫剤安全確保マニュアル作成の手引き」が作成された。製造及び輸入を行う事業者においては、当該手引きに基づき安全性の確保や表示の方法等に対する適切な取組みが期待される。

◎事例1 【原因製品：殺虫剤（スプレータイプ）】

患者 2歳 男児
状況 目を離した隙に、スプレーの音がした。男児がエアゾール式の殺虫剤をいたずらし、顔に向けて噴射した様子。
症状 眼の痛み
処置・転帰 水洗後、家庭内で経過観察。

◎事例2 【原因製品：殺虫剤（全量噴射型エアゾール）】

患者 22歳 女性
状況 引っ越しをした新居で、蒸散型の殺虫剤を使用した。3時間後、使用したことを忘れて換気をせずに室内で2時間過ごしたところ、症状が出現し、受診した。
症状 悪心
処置・転帰 外来にて輸液、制吐剤投与。通院（1日）。

◎事例3 【原因製品：殺虫剤（スプレータイプ）】

患者 54歳 男性
状況 天井裏でミツバチの巣に向けてエアゾール式の屋外用殺虫剤を1本使用した。マスクをしていなかった。
症状 喉の違和感
処置・転帰 外来にて内服薬処方。

◎事例4 【原因製品：殺虫剤（全量噴射型エアゾール）】

患者 52歳 男性
状況 くん煙剤の用法を十分に確認しておらず、白煙が出るものと思い、水を入れた後白煙が出るのを待っていたところ、蒸散ガスを3～5分間吸入した。
症状 呼吸器の刺激感、悪心
処置・転帰 水分摂取後、家庭内で経過観察。

◎事例5 【原因製品：防虫剤】

患者 53歳 女性
状況 ネズミ駆除に防虫剤が有効であると聞き、天井に防虫剤を800～850g程度使用したところ、直後より症状が出現した。
症状 頭痛
処置・転帰 家庭内で経過観察後、しばらくして治まった。

2) 洗剤（住宅用・家具用）、洗剤（洗濯用・台所用）

洗剤及び洗剤に関する事例は164件（有病率63.4%）で、前年度（129件）と比較し増加した。そのうち、洗剤（住宅用・家具用）に関する事例は131件（前年度比1.4倍）、洗剤（洗濯用・台所用）に関する事例は33件（前年度比1.0倍）であった。最も多いのは、次亜塩素酸ナトリウムなど、塩素系の製品によるもの（69件）であり、製品形態で多いのはポンプ式スプレー製品（87件）であった。

被害事例の状況として

1. 乳幼児、認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例
2. 複数の薬剤が作用し、有毒ガスが発生した事例
3. 適用量を明らかに超えて使用した事例
4. 本来の用途以外の目的で使用した事例
5. 換気を十分せずに使用した事例

等があり、被害を防ぐには、眼鏡やマスク等の保護具を着用する、換気を十分に行う、長時間使用しない、適量を使用すること等に気を付ける必要がある。また、塩素系の洗剤と酸性物質（事故例の多いものとしては塩酸や有機酸含有の洗剤、食酢等がある）との混合は有毒な塩素ガスが発生して危険である。これらの製品には「まぜるな危険」との表示をすることが徹底されているが、いまだに発生例が見られ、一層の啓発が必要である。なお、乳幼児の事故事例は、保管場所を配慮することによって防止できるものが多い。

◎事例1 【原因製品：カビとり用洗剤（塩素系）/トイレ用洗剤（酸性）】

患者 42歳 女性
状況 浴室掃除の際、カビとり用洗剤と酸性トイレ用洗剤を誤って混合した。発生した異臭の強いガスを吸入して息苦しくなり約1時間後に救急搬送された。

症状 鼻と喉の刺激感、息苦しさ、頭痛、眼の痛み、肺ラ音聴取
処置・転帰 入院（7日、酸素及びステロイド投与）。呼吸困難感は翌日には軽減、咽頭痛、頭痛は遷延。

◎事例2 【原因製品：カビとり用洗浄剤（塩素系）】

患者 35歳 女性
状況 浴室でマスクを着用せず、ポンプ式スプレータイプのカビとり用洗浄剤を3本使用した。窓を開けて換気扇をつけていた。症状が持続したため、翌日受診した。
症状 鼻の刺激感、めまい、頭痛
処置・転帰 外来にて経過観察。症状は1週間程度で治まった。

◎事例3 【原因製品：カビとり用洗浄剤（塩素系）/漂白剤（塩素系）】

患者 51歳 女性
状況 室内掃除中アリを発見し、ポンプ式スプレータイプのカビとり用洗浄剤と塩素系漂白剤を5～10分程度まいた。その際に吸入し、症状が出現した。
症状 喉の違和感、悪心
処置・転帰 外来にて経過観察。症状は数時間で軽快。

◎事例4 【原因製品：洗濯用洗剤（粉末）】

患者 1歳 性別不明
状況 棚の上の洗剤の箱を背伸びしてつかもうとして箱が下に落ち、中の洗剤をかぶってしまった。口にも少し入った。母親が催吐させた後、更に嘔吐し、しばらくつばを飲み込む事を繰り返していた。1時間後に受診した。
症状 口腔咽頭違和感
処置・転帰 家庭内で水洗、催吐、その後受診。

◎事例5 【原因製品：台所用洗剤】

患者 57歳 男性
状況 台所用洗剤のフタを勢いよく開けたところ、飛散した液が眼に入った。
症状 眼の痛み
処置・転帰 水洗後、家庭内で経過観察。

3) 芳香・消臭・脱臭剤

芳香・消臭・脱臭剤に関する事例は82件（有症率48.8%）で、前年度（73件）より増加した。被害状況としては、

1. 乳幼児、認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例
2. こぼれた薬剤を吸入した事例
3. 点眼薬と間違えて点眼した事例

等が見られた。多種多様な製品が販売されており、事故の発生状況も製品の形態や使用方法により様々である。増加傾向にあり、今後も注意が必要である。

なお、上向きに噴射されるタイプの芳香剤エアゾールにおいては、噴射方向を十分に認識していなかったために眼に入ってしまったという事故が過去に散見されたが、今年度は類似の問い合わせはなかった。当該製品においては平成 16 年度に製品表示が改良され、容器に「上からスプレーが出ますのでご注意ください」と明記されたものもあり、事故減少に結びついたと考えられる。また、携帯用液体消臭剤を点眼薬と間違える事故に関しては、今回の報告時期半ばで容器に大幅な変更を行った製品もあったことから、今後減少することを期待したい。

◎事例 1 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（スプレータイプ）】

患者 5 歳 男児
状況 子どもがトイレで新品の消臭スプレーをほぼ 1 本分使い切ってしまった。上に向けてスプレーしており、直接眼にスプレーしたりはしていない。換気扇は回していた。
症状 悪心、眼の違和感
処置・転帰 洗浄、点眼薬投与、外来にて経過観察。受診時には症状は治まっていた。

◎事例 2 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（液体タイプ）】

患者 65 歳 女性
状況 消臭剤をこぼし、拭いていたところ、症状が出現した。
症状 喉の刺激感、眼の痛み
処置・転帰 家庭内で経過観察。症状は当日中に治まった。

◎事例 3 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（液体タイプ）】

患者 40 歳 女性
状況 鞆の中に目薬と携帯用液体消臭剤（トイレ用）を入れていた。鞆から目薬を出したつもりであったが、容器の形が似ていたため間違えて消臭剤を点眼した。眼を約 10 分間洗ったが症状がある。
症状 眼の痛み、充血、違和感
処置・転帰 洗眼後、眼科にて点眼薬処方。違和感は翌日、充血は 2 日後に治まった。

4) 園芸用殺虫・殺菌剤類等

園芸用殺虫・殺菌剤類等に関する事例は 76 件（有症率 71.1%）、そのうち、園芸用殺虫・殺菌剤類に関する事例は 53 件、除草剤は 20 件、その他 3 件であり、前年度と同程度であった。成分別では有機リン含有剤 30 件、グリホサート含有剤 10 件、ピレスロイド含有剤 7 件、ジチオカーバメート含有剤 3 件、その他 10 件であった。

被害状況としては

1. マスク等の保護具を装着していなかったことによる事例
2. 乳幼児、認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例
3. ヒトの近辺で使用し、影響が出た事例
4. 用法どおり使用したが、健康被害が発生したと思われる事例
5. 薬剤を使用中であることを周知しなかったことによる事例

等が見られた。屋外で使用する事が多く、使用者以外にも健康被害が発生しているのが特徴である。家庭園芸用であっても十分な注意喚起を図る必要がある。

◎事例 1 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（スプレータイプ）】

患者 成人（年齢不明） 女性
 状況 マスクをせずにピレスロイド系殺虫剤を 30 分間噴霧した際、吸入した。手に付いた殺虫剤もなめた。女性は 3 時間後に受診し、来院後 30 分の間に症状は軽快。
 症状 咳き込み、呼吸器の刺激感、息苦しさ、血圧上昇、悪心、嘔吐、下痢、しびれ
 処置・転帰 外来にて輸液、制吐剤、止瀉剤及び整腸剤投与。通院（1 日）

◎事例 2 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（液体タイプ）】

患者 2 歳 男児
 状況 希釈してポンプ式スプレー容器に入れておいた殺虫剤をいたずらし、液が眼に入った。
 症状 眼の痛み
 処置・転帰 洗眼、その後不明。

◎事例 3 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（液体タイプ）】

患者 60 歳 女性
 状況 毛虫駆除目的で殺虫剤を希釈調整し、木に散布した。口にタオルを巻き、皮膚は露出しないようにしていた。調整時及び散布時に、吸入、経皮暴露した可能性がある。
 症状 呼吸困難、頻脈、悪心、嘔吐、発汗、頻尿、全身倦怠感
 処置・転帰 入院（2 日）。症状は発生の翌日に改善。

◎事例 4 【原因製品：除草剤】

患者 7 歳 男児
 状況 祖父が庭の手入れをするのにポンプ式スプレータイプの除草剤を使用した。男児が近くにいたため、吸入した可能性がある。直接かかってはならず、風もなかった。
 症状 呼吸困難、腹痛
 処置・転帰 外来にて胃腸薬処方。症状は数日で治まった。

5) 漂白剤

漂白剤に関する事例は 51 件（有症率 64.7%）で、このうち塩素系が 40 件と最も多く、大半を占めた。

被害事例の状況として

1. 複数の薬剤が作用し、有毒ガスが発生した事例
2. 乳幼児、認知症患者など危険認識能力が十分でないものによる事例

等があり、注意が必要である。塩素系の漂白剤と酸性物質とを混合し発生した塩素ガスを吸入した事例も相変わらず見られ、前述の洗浄剤と合わせると混合により塩素ガスが発生したと考えられる事例は 12 件（うち症状有 9 件）であった。塩素ガスを発生させる恐れのあるものには「まぜるな危険」の表示、あるいは「他剤と混合しない」という注意書きがなされているところではあるが、これら混合の危険性について更に一層の啓発を図る必要がある。

◎事例 1 【原因製品：漂白剤（塩素系）/食酢】

患者 33 歳 女性

状況 換気をしていない浴室で、薄めた酢を使った。汚れが落ちなかったため、流さずに台所用漂白剤原液を上からかけたところ、ガスが発生し1分程度吸入した。マスクはしていなかった。

症状 鼻、喉の痛み、息苦しさ

処置・転帰 換気をして家庭内で経過観察後、症状はしばらくして治まった。

◎事例2 【原因製品：漂白剤（酸素系）】

患者 1歳 男児

状況 見ていない際にポンプ式スプレータイプの漂白剤を口の中に1回噴射した様子。

症状 元気がない

処置・転帰 水を飲ませた後、外来にて口腔内洗浄。

◎事例3 【原因製品：漂白剤（塩素系）】

患者 71歳 女性

状況 浴室で台所用の塩素系漂白剤を1時間程度使用した。掃除中、症状が出現し、3時間後に受診した。

症状 動悸、頻脈、血圧上昇、悪心、顔面紅潮

処置・転帰 外来にて経過観察。

6) 消火剤

消火剤に関する事例は43件（有症率62.8%）であり、前年度と同数であった。被害状況としては、消火器が倒れて消火剤が噴出した例、誤って噴射し吸入した例等、使用時以外の被害が目立ち、取扱いや保管には十分な注意が必要である。また、火災のため使用の際や、その後の清掃時に吸入する事例も見られ、清掃時にはマスクをする等の注意が必要である。

なお、一般家庭に普及しているABC消火剤は、リン酸二水素アンモニウムや硫酸アンモニウムを主成分としている。

健康被害の防止のためには、消火器の使用者はあらかじめ取扱説明書をよく読んで使用方法や清掃方法について確認し、いざという時に正しく使用する必要がある。また消火器設置者には、保管中の誤噴射を防ぐため、消火器格納箱へ収納する、転倒防止スタンドを使用するなどの工夫をすることが望まれる。

◎事例1 【原因製品：粉末消火剤】

患者 14歳 男性

状況 学校でバスケットボールをしていて、誤ってボールが消火器に当たってしまった。消火器がひっくり返り、中身が漏出したので、止めようとして粉末を浴びてしまった。また、粉末を処理する際、鼻を押さえていたが、少量粉を吸入した様子である。

症状 咽頭異物感、結膜充血

処置・転帰 外来にて洗眼、点眼液処方。経過観察中に症状は治まった。

◎事例2 【原因製品：粉末消火剤】

患者 44歳 女性

状況 自宅マンションが火災に遭い、マンションに備え付けの粉末消火剤を6～8本使用して消火活動を実施した。その際、部屋中に煙と粉末

症状 消火剤が充満し、吸入してしまった。
咳、喉の痛み、嘔声、一酸化炭素ヘモグロビン若干上昇
処置・転帰 外来にて経過観察中に症状軽快、X線上も異常なし。

7) その他

防水スプレーに関する事例は 13 件であり、報告件数は前年度より若干減少した。乳幼児のいたずら、換気不良等による事故が相変わらず発生しており、使用にあたっては十分な注意を払うよう、改めて注意喚起したい。また、昨今色々な商品が発売されているが、それに伴って家庭の中でも様々な目新しい商品による事故の発生例が報告されている。

◎事例 1 【原因製品：防水スプレー】

患者 38 歳 男性
状況 自室入り口付近の換気不十分な場所で、防水スプレー 4～5 本を上着 3 着分に使用した。途中で咳が出現したため中断し、咳が治まっ
から再度使用したが、息苦しくなり動けなくなった。翌日、少し治まり、
動けるようになったので、20 時間後に来院した。
症状 息苦しさ、咳、胸部 X 線で炎症所見
処置・転帰 外来にて気管支拡張剤、抗菌剤投与、X 線撮影。通院（16 日）。

◎事例 2 【原因製品：動物忌避剤】

患者 13 歳 女性
状況 部屋にコウモリが出現するため、予防目的で 2 階屋根裏にモグラ・
コウモリ用の忌避剤を 1 箱使用した。部屋にも臭いがし、3 日間換気
したが、その後は閉め切って過ごした。
症状 倦怠感
処置・転帰 外来にて経過観察。症状は数日後より発症し、数日で治まった。

◎事例 3 【原因製品：エアダスター】

患者 成人（年齢不明） 女性
状況 閉め切った室内で、注意書きを読まずに、パソコンの掃除のために
エアダスターを通常より多く使用したところ、同室にいた母親が吸入
した。その後窓を開けて 30 分ほど換気をした。
症状 鼻、喉に刺激感
処置・転帰 外来にて酸素投与。

(4) 全体について

この報告は、医療機関や一般消費者から（財）日本中毒情報センターに問い合わせがあった際、その発生状況から健康被害の原因とされる製品とその健康被害について聴取したものをまとめたものである。医療機関に対してはアンケート用紙の郵送により、また一般消費者に対しては電話によって追跡調査を行い、問い合わせ時以降の健康状態等を確認しているが、一部把握し得ない事例も存在する。しかしながら、一般消費者等から直接寄せられるこのような情報は、新しく開発された製品を含めた各製品の安全性の確認に欠かせない重要な情報である。

本報告の情報収集の対象は、吸入事故及び目の被害に限定しているが、製品については医薬品など「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」上の家庭用品ではないものも集計に加えている。

今年度も前年度同様、子供の健康被害に関する問い合わせが多くあった。保護者は家庭用品等の使用時やその保管方法に十分注意するとともに、製造事業者等も子供のいたずらや誤使用等による吸入事故が生じないような対策を施した製品開発に努めることが重要である。

製品形態別では、スプレー式の製品による事故が多く報告された。スプレー式の製品は内容物が霧状となって空気中に拡散するため、製品の種類や成分に関わらず吸入や眼に入る健康被害が発生しやすい。使用にあたっては換気状況を確認すること、一度にたくさんの量を使用しないこと等の注意が必要である。

主成分別では、塩素系の洗剤等による健康被害報告例が相変わらず多く見られた。塩素系の成分は、臭いなどが特徴的で刺激性が強いことから報告例が多いものと思われるが、使用方法を誤ると重篤な事故が発生する可能性が高い製品でもある。製造事業者等においては、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、消費者に製品の特性等について表示等による継続的な注意喚起をし、適正な使用方法の推進を図る必要がある。

また、事故の発生状況を見ると、使用方法や製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数あったことから、消費者も日頃から使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることが重要である。万一事故が発生した場合には、症状の有無に関わらず、(財)日本中毒情報センターに問い合わせをし、必要に応じて専門医の診療を受けることを推奨する。行政においては、一般使用者における安全使用を徹底する観点から、必要な措置を講ずるべきである。

おわりに

始めにも触れたように、現在のモニター報告は治療を目的に来院する患者から原因と考えられる家庭用品等について情報を収集するシステムである。特定の家庭用品による健康被害の報告の変動があれば、その情報の周知を図り、当該物品による被害の拡大を防止すること、また、必ずしも容易ではないが、そこから原因となった化学物質を特定し、必要な対策をとることにより新たな健康被害を未然に防止することを目指している。また、(財)日本中毒情報センターに問い合わせのあった事例に関する情報は、主に電話とアンケート調査によって収集されたものであり、医学的により詳細な内容を把握したり、予後を明確にしたりすることは困難であるが、モニター病院で収集している以外の情報が消費者より直接寄せられており、家庭用品等による健康被害をモニターする上で重要な役割を果たしている。

本モニター報告は平成17年度で27回目となった。ここ数年、報告件数において上位を占める製品はほとんど変動していない。それだけ広く普及し、使用されているものでもあるのだが、引き続き注意の喚起と対策の整備を呼びかけ、注意により避けられる健康被害例を減少させるべく努めていく必要がある。特に、次亜塩素酸系(塩素系)の洗浄剤・漂白剤と酸性洗浄剤の混合による塩素ガス発生死亡事故が過去に発生し、これらの混合使用に対して広く注意喚起が行われて久しいが、幸い死亡という痛ましい事例はないにせよ、いまだにガス発生事例の報告が存在している。家庭用品を主な原因とする皮膚障害については、原因製品の使用を継続したり、原因製品と同じ素材の製品を使用したりすると、症状の悪化を招き後の治療が長引く場合がある。小児科領域におけるタバコの誤飲事例は引き続き報告の3割以上を占め、医薬品・医薬部外品の誤飲では入院事例が毎年報告されている状況にある。

これらの注意喚起に加え、今までにない化学物質による、新たな健康被害が生じていないか、特に注意すべき事例はないか等、引き続きモニターしていくことも本制度に課せられた役割である。

昨今、危機管理ということが盛んに叫ばれているが、危機管理というものは常日頃の連絡体制を効率よく運営することにより十分なされ得ることであり、平時のそのシステムの構築こそが最も重要である。本制度がそれに答え得るよう今後とも継続・充実に努めていきたい。

表1 年度別・家庭用品カテゴリー別皮膚障害報告件数

年 度 家庭用	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	衣料品	22	10.3	22	11.9	21	9.5	28	16.4	14
身の回り品	86	40.4	52	28.1	90	40.7	64	37.4	45	28.5
家庭用化学製品	69	32.4	57	30.8	61	27.6	50	29.2	61	38.6
その他	36	16.9	54	29.2	37	16.7	29	17.0	38	24.1
不 明	0	0.0	0	0.0	12	5.4	0	0.0	0	0.0
合 計	213	100.0	185	100.0	221	100.0	171	100.0	158	100.0

表2 年度別・家庭用品による皮膚障害のべ報告件数（上位10品目）

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
1	装飾品	48 (21.7)	洗剤	36 (21.1)	洗剤	52 (32.9)
2	洗剤	38 (17.2)	装飾品	35 (20.5)	装飾品	18 (11.4)
3	ゴム・ビニール手袋	18 (8.1)	ゴム・ビニール手袋	17 (9.9)	ゴム・ビニール手袋	17 (10.8)
4	時計バンド	10 (4.5)	下着	10 (5.8)	下着	6 (3.8)
5	眼鏡	9 (4.1)	洗浄剤	9 (5.3)	眼鏡	6 (3.8)
6	洗浄剤	8 (3.6)	ベルト	8 (4.7)	ベルト	6 (3.8)
7	時計	7 (3.2)	時計バンド	7 (4.1)	時計バンド	5 (3.2)
8	ナイロントオル	7 (3.2)	時計	5 (2.9)	時計	5 (3.2)
9	ベルト	5 (2.3)	スポーツ用品	5 (2.9)	スポーツ用品	5 (3.2)
10	下着/スボン	4 (1.8)	ガラス/くつ下	4 (2.3)	くつ下/接着/文房具/ ナイロントオル	3 (1.9)
	総数	221 (100.0)		171 (100.0)		158 (100.0)

表3 金属製品のパッチテスト結果

	Co	Ni	Cr	Hg	Au	Ag	Al	Cd	Cu	Fe	In	Ir	Mn	Mo	Pd	Pt	Sb	Sn	Ti	W	Zn	他	品名
1	+	++	+	+	-																		ネックレス、指輪、プレスレット、ピアス
2	-	-	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ピアス
3	+	+	-	-	-	-	-	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ネックレス
4	++	-	+								-	-											指輪
5	-	++	+	-	+										-			-					ネックレス
6	++	++																					ネックレス、ベルト
7			+																				ネックレス
8	-	++	+	-	+						-				-			-					ネックレス
9	+	++	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ベルト
10	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ベルト
11	±	±	+										±									±	眼鏡
12	-	++	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	++	-	-	-	-	眼鏡
13	+	+	+	+	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	-	-	-	-	下着、ストッキング
14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	ゴム手袋
15	+	-	++	+	+	-	-				-	+			-	+							金属
16	++	++	++	-	+	++	-	-	++	-	-	-	-	-	++	-	-	-	-	-	-	-	塗料、接着剤
17	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	+	-	-	-	-	-	-	ビニルテープ
18	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	床敷物
19	-	-	-		-	-	-		-	-	-	-			-	-					-	++	スイミングキャップ、スイミングゴーグル
	7	11	9	0	3	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	1	0	反応有り (+以上)
	Co	Ni	Cr	Hg	Au	Ag	Al	Cd	Cu	Fe	In	Ir	Mn	Mo	Pd	Pt	Sb	Sn	Ti	W	Zn	他	

記載は国際接触皮膚炎学会（ICDRG）基準による（-、+?、+、++、+++）
72時間後の反応を記した
空欄はパッチテストを行っていないもの

- [Co] コバルト [Ni] ニッケル [Cr] クロム [Hg] 水銀 [Au] 金
- [Ag] 銀 [Al] アルミニウム [Cd] カドミウム [Cu] 銅 [Fe] 鉄
- [In] インジウム [Ir] イリジウム [Mn] マンガン [Mb] モリブデン [Pd] パラジウム
- [Pt] 白金 [Sb] アンチモン [Sn] 錫 [Ti] チタン [W] タングステン
- [Zn] 亜鉛

<参考> 国際接触皮膚炎学会の基準
 - : 反応無し
 +? : 弱い紅斑
 + : 紅斑、湿潤、時に丘疹
 ++ : 紅斑、湿潤、丘疹、小水疱
 +++ : 大水疱

表4 年度別・家庭用品等の小児の誤飲事故のべ報告件数（上位10品目）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1	タバコ 350 (40.7)	タバコ 226 (36.1)	タバコ 224 (30.9)
2	医薬品・医薬部外品 99 (11.5)	医薬品・医薬部外品 97 (15.5)	医薬品・医薬部外品 100 (13.8)
3	玩具 91 (10.6)	玩具 46 (7.3)	玩具 69 (9.5)
4	金属製品 57 (6.6)	金属製品 46 (7.3)	金属製品 54 (7.4)
5	プラスチック製品 41 (4.8)	プラスチック製品 28 (4.5)	プラスチック製品 43 (5.9)
6	洗剤・洗浄剤 39 (4.5)	洗剤・洗浄剤 24 (3.8)	硬貨 27 (3.7)
7	化粧品 26 (3.0)	化粧品 22 (3.5)	洗剤・洗浄剤 26 (3.6)
8	硬貨 25 (2.9)	電池 21 (3.4)	電池 23 (3.2)
9	電池 21 (2.4)	硬貨 20 (3.2)	食品類 23 (3.2)
10	食品類 17 (2.0)	食品類 19 (3.0)	化粧品 19 (2.6)
総数	859 (100.0)	626 (100.0)	725 (100.0)

表5 年度別・家庭用品等の吸入事故のべ報告件数（上位10品目）

平成15年度			平成16年度			平成17年度		
1	殺虫剤	195 26.3%	殺虫剤	168 23.2%	殺虫剤	202 24.2%		
2	洗剤(住宅用・家具用)	127 17.1%	洗剤(住宅用・家具用)	97 13.4%	洗剤(住宅用・家具用)	131 15.7%		
3	芳香・消臭・脱臭剤	58 7.8%	芳香・消臭・脱臭剤	73 10.1%	芳香剤	82 9.8%		
4	漂白剤	44 5.9%	漂白剤	59 8.1%	園芸用殺虫・殺菌剤	53 6.3%		
5	消火剤	36 4.9%	園芸用殺虫・殺菌剤	48 6.6%	漂白剤	51 6.1%		
6	洗剤(洗濯用・台所用)	32 4.3%	消火剤	43 5.9%	消火剤	43 5.1%		
7	園芸用殺虫・殺菌剤	32 4.3%	洗剤(洗濯用・台所用)	32 4.4%	洗剤(洗濯用・台所用)	33 4.0%		
8	防虫剤	19 2.6%	除草剤	20 2.8%	除草剤	20 2.4%		
9	除草剤	14 1.9%	灯油	14 1.9%	灯油	20 2.4%		
10	灯油	14 1.9%	防水スプレー	14 1.9%	防虫剤	17 2.0%		
上位10品目計		571 77.0%	上位10品目計		568 78.5%	上位10品目計		652 78.7%
総数		742 100.0%	総数		724 100.0%	総数		835 100.0%

図1 家庭用品による皮膚障害報告件数比率の年度別推移

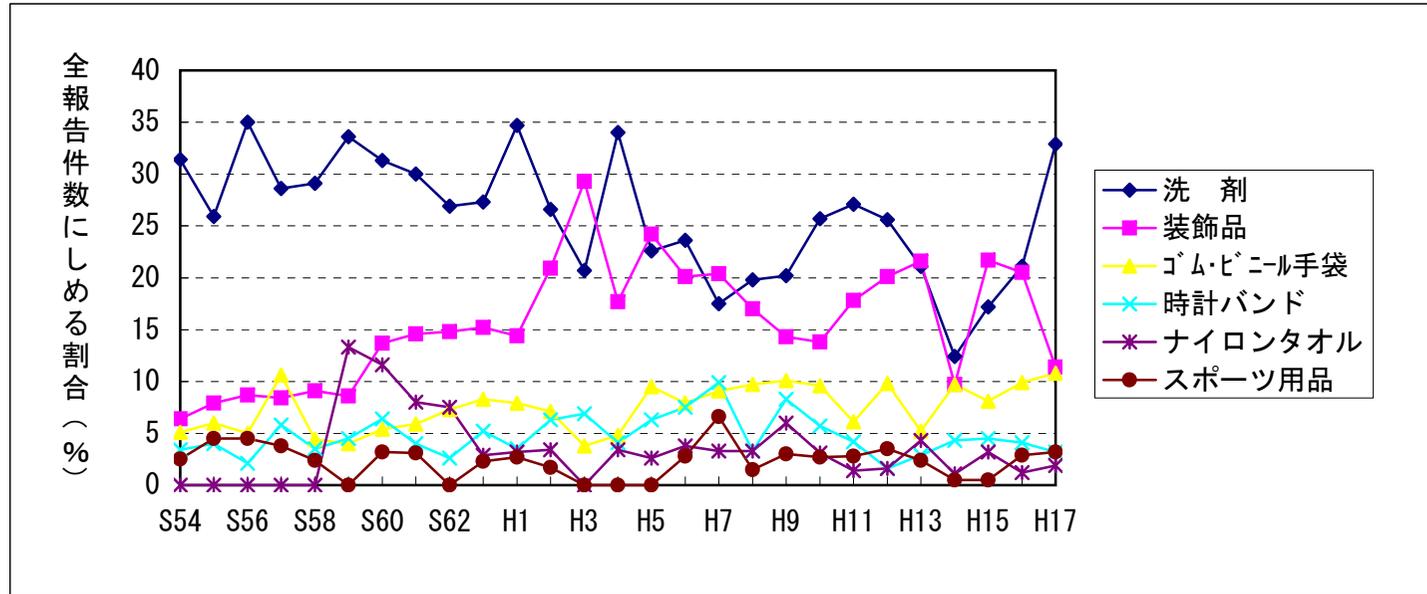


図2 小児の家庭用品等誤飲事故報告件数比率の年度別推移

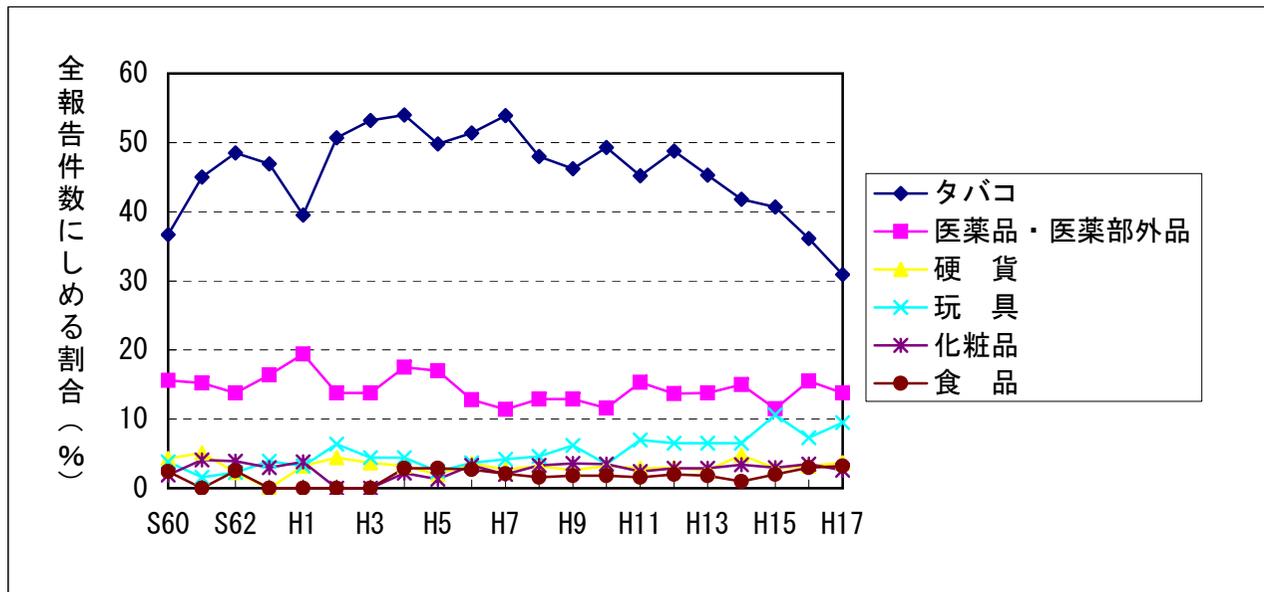


図3 時刻別誤飲事故発生報告件数

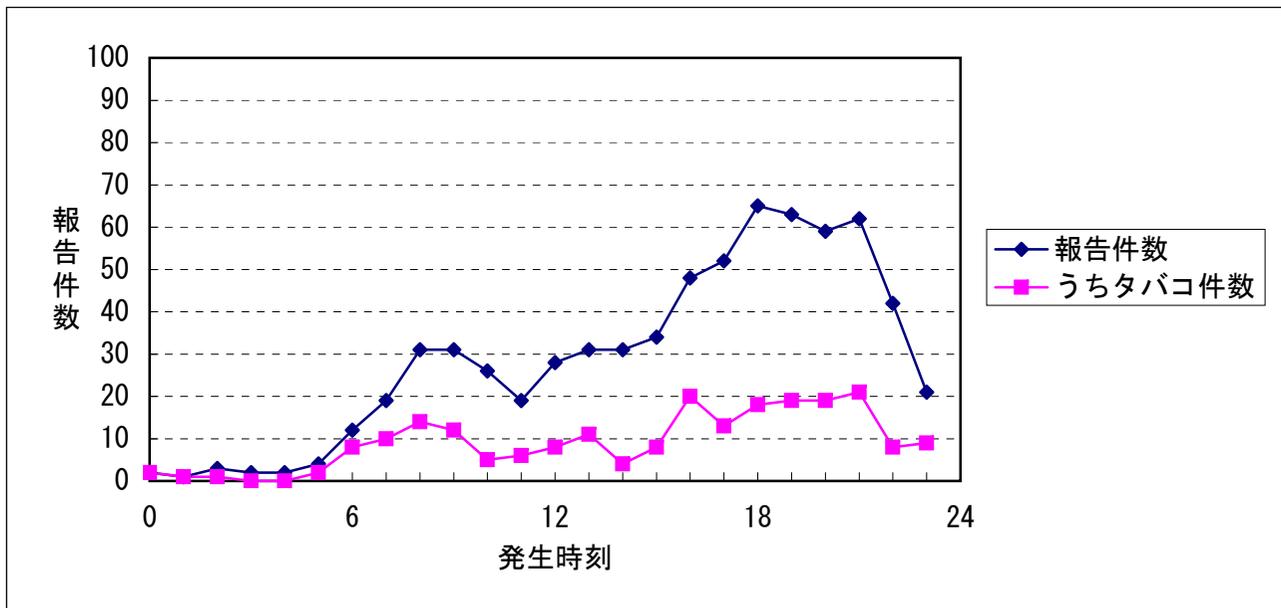


図4 年齢別誤飲事故報告件数

